

平成24年行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金		担当部局	老健局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度(平成24年度末)		担当課室	高齢者支援課 振興課	高齢者支援課長 深澤 典宏 振興課長 川又 竹男		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する			
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	平成22年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について(平成22年12月22日厚生労働省発老1222第1号厚生労働事務次官通知) 平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について(平成21年8月20日老発0820第5号厚生労働省老健局長通知)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等を支援し、また特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修等を支援するとともに、地域資源を活用したネットワーク体制の整備や先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援等、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成等を行うための基金の造成に要する経費を24年度まで延長し、都道府県に交付するもの。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	別添資料参照						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	当初予算					3,000	
	補正予算	50,212	18,906				
	繰越し等						
	計	50,212	18,906			3000	
	執行額	50,212	18,906				
執行率(%)	100%	100%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	なし。 (都道府県が設置する基金への積み増しを行うことを目的として交付したものであるため)。		成果実績	—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	なし。 (都道府県が設置する基金への積み増しを行うことを目的として交付したものであるため)。		活動実績 (当初見込み)	—	—	—	—
				—	—	—	(—)
単位当たりコスト	—		算出根拠	—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金		3000	介護等のサポート拠点の設置・運営に係る経費について財政支援を行うための積み増し			
	計						

事業所管部局による点検						
	評価	項目	評価に関する説明			
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国が基金を造成するための交付を行うことで、市町村が地域の実情に合わせた整備ができるように支援しており、国民への福祉サービスの向上が図られている。			
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災地の早期復興のためには、国が基金への積み増しを行う必要がある。			
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	－			
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－			
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	－			
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	－			
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－			
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	市町村が介護基盤を整備するために必要な経費については運営要領に規定している。			
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	被災地における復興を促進させるためには、この方法が妥当である。			
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－			
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	－			
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	－			
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	－			
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－			
点検結果	被災地におけるまちづくりや介護等のサポート拠点の整備に必要な事業であり、復興の一助となる事業であるため、適切に執行して参りたい					
予算監視・効率化チームの所見						
現状通り	本事業については、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)						
現状通り	－					
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）						
関連する過去のレビュー・シートの事業番号						
平成22年行政事業レビュー	－	平成23年行政事業レビュー	917			

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
18,906百万円

(交付)

A.都道府県
10団体
18,906百万円
[基金の造成]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	基金の造成費	6,040		
2	岩手県	基金の造成費	5,950		
3	福島県	基金の造成費	5,470		
4	長野県	基金の造成費	264		
5	千葉県	基金の造成費	261		
6	茨城県	基金の造成費	261		
7	青森県	基金の造成費	201		
8	栃木県	基金の造成費	201		
9	新潟県	基金の造成費	201		
10	北海道	基金の造成費	61		

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算額 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

[積み増しの対象となる県] 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮をする高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

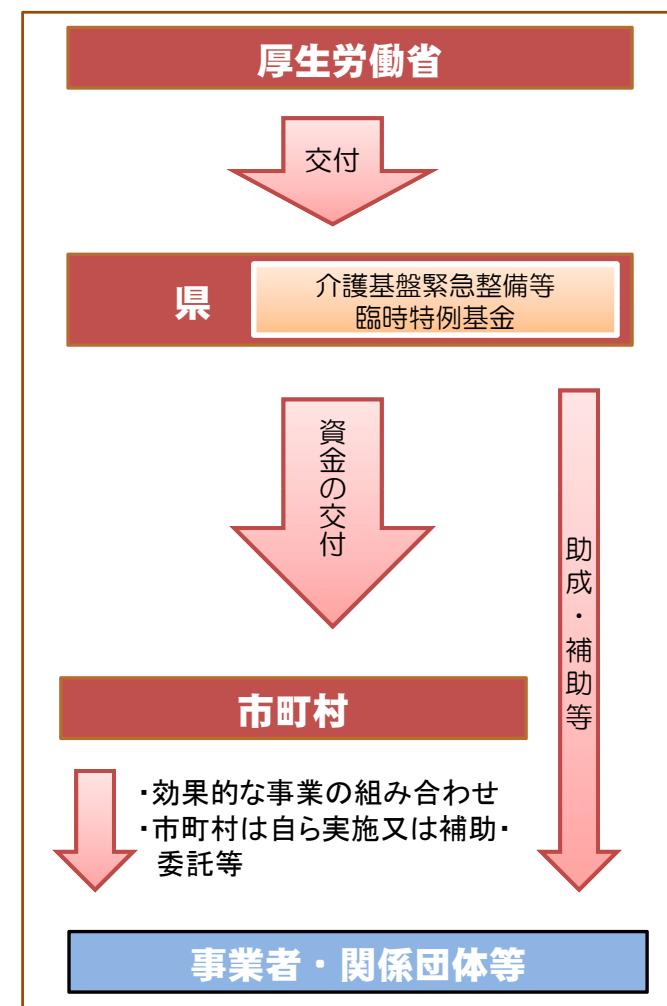
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

<参考>事業実施までの流れ



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第三次補正予算
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（相談・配食等の生活支援）の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業※）

⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長

※これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正（被災者支援）70億円

- 対象地域：特定被災地方公共団体を有する道県

- 事業内容

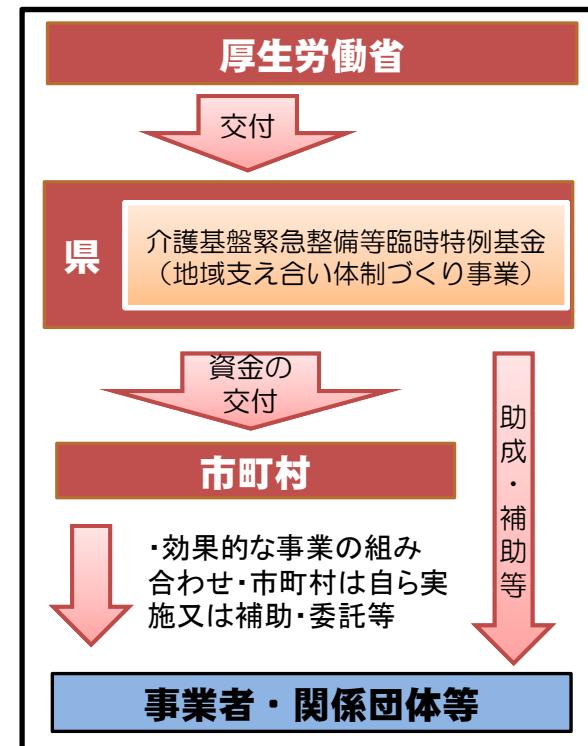
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

- ・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

- ・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域（日常生活圏）で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケア）の実現・再構築に資するため、高齢者等のニーズ調査や地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

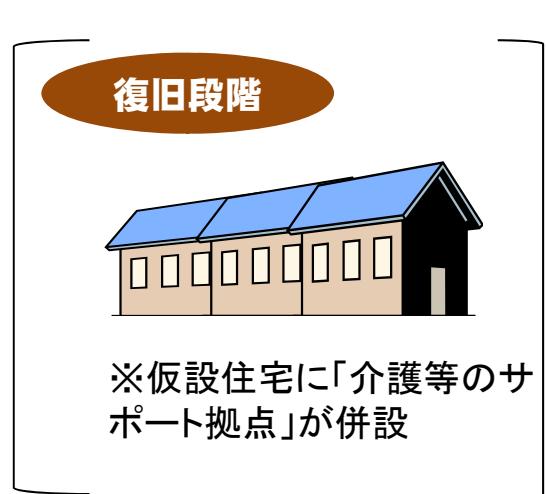
＜参考＞ 事業実施までの流れ



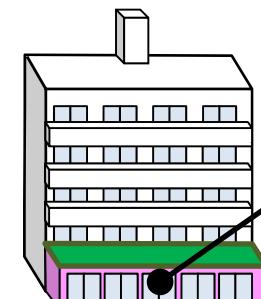
介護施設等の復興施策について

- 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、23年度第3次補正予算において、「介護基盤復興まちづくり整備事業」(28.5億円)を計上。
(※なお、復興庁所管の東日本大震災復興交付金においても同事業を計上。どちらを活用するかは自治体の判断に委ねられる。)
 - 当該事業は、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていくよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援するもの。
- 各県に造成している「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」より支援(24年度までの支援)
 - 対象地域：岩手県、宮城県、福島県
 - 助成金額：1計画あたり 3,000万円

事業の実施イメージ (例)



復興



<高齢者住宅等>

24時間対応の訪問介護拠点

(福祉避難所を兼ねた)
地域交流拠点

配食サービス拠点

高齢者の見守り・相談拠点

(グループホーム)

(小規模多機能)

「介護基盤復興まちづくり整備事業」で整備

既存の基金を有効活用して整備

仮設住宅へのサポート体制について

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。
- 平成23年度第一次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に70億円を計上。
→ 平成23年6月24日に、被災県に対して全額交付済。
- 平成23年度第三次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に90億円を計上。
- 介護等のサポート拠点の取組状況は、被災3県で合計101ヶ所が設置される予定。(12月7日現在)
(内訳)岩手県26か所、宮城県50か所、福島県25か所



※ LSA : ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者